

個 人 質 問

議会事務局 処 理 欄	令和 6 年 8 月 6 日	11 時 10 分 受付
	質 問 順 位	第 5 番

武豊町議会議長 青木 信哉 殿

武豊町議会議員 福本 貴久

一 般 質 問 の 通 告 に つ い て

令和6年第3回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問 事 項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
--------	--------------------

1.合理的配慮の提供について	【趣旨説明】 「合理的配慮の提供」は、行政機関はすでに義務付けられており、企業や店舗などの事業者には、努力義務とされていたが、法律の改正により、令和6年4月1日から事業者にも義務付けられ、障がいのある方の社会参加の機会が広がり、より包括的な社会の実現が期待されている。 合理的配慮の提供とは、障がいの有無に関係なく、すべての人々が、平等に社会生活を送れるようにするため、日常生活にあるさまざまなバリア(障壁)を取り除くための措置で、行政機関や事業者にとって、過度な負担とならない範囲で実施することである。 合理的配慮の具体例としては、役場での手続きの際、大勢の人がいる場所では周りが気になり不安が強い方に対し、可能な範囲で個室で対応をする。学校などでコミュニケーションを取る際に、筆談や読み上げ、手話、タブレット端末などを使用する。病院や福祉施設での放送を文字化したり、電光表示板で表示したりする。小売店や飲食店で、障がいのある方が、困っていると思われる場合に声をかけ、必要な援助をするなどである。 この質問は、法改正の重要性を踏まえつつ、武豊町全体の雰囲気が、障がいのある方に対し、配慮できる町になることを目的としている。 そこで、以下の点について町の見解を伺う。 【質問事項】 ①障がいのある人もない人も分け隔てなく、共に生きる社会の実現に向けて、町としてどのようなビジョンを持っているのか。 ②合理的配慮の提供に関する町内事業者への情報提供の取り組みや今後の計画。また、町職員や関係機関・各種団体などの研修は、どのようになっているのか。 ③事業者が合理的配慮を適切に提供できるよう、町としての支援策や相談体制の状況は。 ④障がい者団体との連携や意見を反映させる取り組みは。 ⑤義務化に伴い想定される課題と、その対応策は。(民間・行政) ⑥町行政として既に義務化されている合理的配慮の提供について、町の取り組み状況や成果、今後の課題は。
----------------	---